

令和4年第17回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年11月15日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
 - (1) 令和4年第4回白井市議会定例会について
 - ① 提案予定の議案等について
 - ② 会期日程及び議事日程について
 - (2) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
 - (3) その他
4. 出席委員 齊藤智子 副委員長・柴田圭子 委員
影山廣輔 委員・秋谷公臣 委員
平田新子 委員・和田健一郎 委員
徳本光香 委員・岡田繁 委員
岩田典之 議長
血脇敏行 副議長
5. 欠席委員 伊藤 仁 委員長
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 松丸健一
総務課長 高山博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 小原陽子

会議の経過

開会 10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、斉藤副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤副委員長 皆様、おはようございます。先日、議会運営委員会の視察研修、お疲れさまでございました。コロナの影響で、3年ぶりの視察研修となりましたが、議会改革の先進市である登別市と芽室町の取組を伺いまして、議会運営をどう効率的にやりやすく行っていくのか、また、議員の議員力をどう高めていくのか、市民の声を市政にどう反映させて、市民の信頼を広げていくのかなど参考になる視察研修だったと思います。

また、昨日はサイドブックスの研修もございまして、本日の議運からサイドブックスを使って効率的な議会運営に一步進めたかなというふうに思います。

本日は、12月議会に向けての内容が主なものとなりますが、伊藤委員長に代わりまして本日進めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、令和4年第4回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

第4回市議会定例会は、11月22日水曜日、午前10時に召集させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件は、教育委員会委員の任命についての人事案件が1件、個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてなど条例に関する案件が5件、しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定についてなど指定管理者の指定に関する案件が2件、令和4年度一般会計ほか3会計の補正予算に関する案件が4件の合わせて12議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

では、委員会会議につき、議事等につきましては、斉藤副委員長をお願いいたします。

○斉藤副委員長 ただいまの出席委員は8名です。

これより、令和4年第17回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和4年第4回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題といたし

ます。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、おはようございます。

私のほうから、令和4年第4回市議会定例会に提案を予定いたします議案の概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第1号 教育委員会委員の任命について。所管課は教育総務課、総務課となります。

教育委員会委員である齊藤 豊氏の任期が令和4年11月30日で満了となるため、齊藤 豊氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。お住まいは白井市けやき台1丁目、生年月日が昭和38年9月18日でございます。

続きまして、議案第2号 個人情報保護に関する法律施行条例の制定について。所管課は総務課となります。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、条例に委任された事項について定めるため、条例を制定するものです。

主な内容といたしまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を新たに開始する場合等における市長への届出義務、白井市情報公開・個人情報保護審査会への報告義務及び届出に係る事項を記載した資料の公表義務を定めるもの。

個人情報の開示請求に係る手数料の額を定めるもので、その額を無料とするもの。

開示請求手続における開示決定等の原則の期限について、法においては30日以内と定めているところ、14日以内と定めるもの。

法の規律が適用されることに伴い、白井市個人情報保護条例を廃止するもの。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。所管課は総務課となります。

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するものです。

主な内容といたしましては、一般職の職員の給与に関する条例、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例における再任用職員及び再任用短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改めるもの。

職員の分限に関する手続に降給を追加するもの。

減給処分の期間中に60歳となり給料月額7割措置の適用を受けることとなる場合の取扱いを定めるもの。

育児休業または育児短時間勤務をすることができない職員及び公益的法人等に派遣することができない職員に、特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えるもの。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第4号 白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定について。所管課は市

民課となります。

市役所出張所を廃止するもので、主な内容といたしましては、西白井出張所、富士出張所、公民センター出張所、桜台出張所及び白井駅前出張所を廃止するものです。

施行期日は令和5年12月29日を予定しております。

なお、本件につきましては、午後予定をしております議員全員協議会のほうで詳細を御説明する予定となっております。

続きまして、議案第5号 白井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

地方公務員法の一部改正に伴い、定年を引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定の追加その他所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、職員の定年について、国の職員につき定められている定年を基準として60歳から65歳に改めるもの。

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定めるもの。

管理監督職勤務上限年齢制が適用される年齢を定めるもので、その年齢を原則60歳とするもの。

定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるもの。

施行期日は令和5年4月1日ほかとなっております。

議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は市民課、課税課、財政課となります。

マイナンバーカードを利用した多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料を減額するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、多機能端末機による住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書及び所得等証明書の交付手数料を現行の300円から200円に減額するものです。

施行期日は令和5年3月1日を予定しております。

続きまして、議案第7号 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の指定について。所管課は市民活動支援課となります。

令和5年4月1日から、しろい市民まちづくりサポートセンターの管理運営を行う指定管理者を指定したいので、提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、しろい市民まちづくりサポートセンター、白井市復1123番地。指定管理者とする団体の名称及び所在地は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、代表理事、田嶋羊子、東京都豊島区東池袋1-44-3、池袋ISPタマビル。

指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

続きまして、議案第8号 白井市障害者支援センターの指定管理者の指定について。所管課は障害福祉課となります。

白井市障害者支援センターの指定管理期間が令和5年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので、提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、白井市障害者支援センター、白井市南山1丁目8番1号。指定管理者とする団体の名称及び所在地は、社会福祉法人フラット、理事長、林晃弘、白井市根200番地37。

指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第9号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,857万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億8,046万2,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの接種期間が令和5年3月31日までに延長されたことに伴い、現時点までの執行状況を踏まえ予算の不足が見込まれることから、所要額を計上するもの。

電気料金及びガス料金の高騰に伴い、庁舎、文化センター、小・中学校、保育園等の市の施設において、電気料金及びガス料金の不足が見込まれることから所要額を計上するもの。

障害福祉費、子ども医療費等の扶助費が当初見込みよりも増加したことに伴い、現時点までの執行状況を踏まえ予算の不足が見込まれることから、所要額を計上するもの。

民生費における令和3年度の執行実績に基づき、令和3年度に交付された国庫補助金の返還が見込まれることから、所要額を計上するもの。

繰越明許費といたしまして、公共施設保全管理事業（高齢者就労指導センター維持保全工事）については、今夏に空調機が故障し、現在、冷暖房の運転ができないことから、令和5年度に予定していた工事時期を前倒して実施するため、今回の補正予算に計上した上で繰越明許費を設定するもの。

公園整備事業について、工事設計に伴う調査及び特注品の作成日数に時間を要するため、それぞれの事業の完了が来年度となることから、繰越明許費を設定するもの。

債務負担行為といたしまして、ふるさと納税一括代行業務委託料、公用車運転業務委託料及びスクールバス運行業務委託料について、令和5年度当初から事業を実施するため、あらかじめ令和4年度中に事業者の決定及び契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

小・中学校普通教室空調整備事業（南山中学校分）について、令和5年度に新たに1学級増加することが見込まれることから、令和5年夏頃までに空調を整備するため、債務負担行為を設定するもの。

地方債といたしまして、公共施設保全管理事業（高齢者就労指導センター維持運営工事）に対する補正予算計上に合わせ、公共施設保全事業の借入限度額を増額するもの。

続きまして、議案第10号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,016万7,000円とするもの。

主な補正内容は、歳入歳出予算といたしまして、高額療養費の支給手続を簡素化し、被保険者の負担軽減と事務の効率化を図るため、高額療養費支援システムの改修を行うもの。

議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）について。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ357万4,000円増額し、6億2,371万1,000円とするものです。

主な補正内容は、収益的収入及び支出といたしまして、電気料金の高騰に伴い、白井配水場の動力費が不足するため所要額を補正するもの。

債務負担行為といたしまして、令和5年10月からインボイス制度が開始されることに伴い、必要となる上下水道料金徴収システムの改修を行うもの。

続きまして、議案第12号 令和4年度白井市下水道会計補正予算（第2号）について。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ41万6,000円増額し、14億7,741万2,000円とするもの。

主な補正内容は、収益的収入及び支出といたしまして、電気料金の高騰に伴い、七次中継ポンプ場等の動力費が不足するため所要額を補正するもの。

債務負担行為といたしまして、令和5年10月からインボイス制度が開始されることに伴い、必要となる上下水道料金徴収システムの改修を行うものでございます。

以上が令和4年第4回市議会定例会に提案を予定しております議案の概要となります。よろしくお願いたします。

○斉藤副委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 それでは、ここで執行部の方、退席をお願いいたします。

次に、議会事務局より、請願・陳情、一般質問等、会議中に議題となる件について説明を求めます。

永井事務局長。

○永井議会事務局 それでは、私のほうから請願・陳情、一般質問について御説明をさせていただきます。

初めに、請願及び陳情につきましては、本定例会に関わる提出はございませんでした。

続きまして、一般質問につきましてはでございます。

お手元に配付の一般質問通告書を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、一覧表のところを御覧ください。今回13名の議員さんから、22項目の通告を頂いているところでございます。

説明は以上になります。

○斉藤副委員長 以上で議会事務局より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 次に、議長より、議案の付託委員会について説明願います。

○岩田議長 執行部より今定例会に提案を予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託をしたいと思っています。

以上です。

○斉藤副委員長 議案の付託委員会について、御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 意見はないものと認めます。議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

永井事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程、議事日程について御説明をさせていただきます。

初めに、会期日程（案）について説明させていただきます。

お手元に配付の会期日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、11月22日から12月19日までの28日間としております。

初めに、11月22日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、議案第1号から議案第12号についてまで一括上程、提案理由の説明です。

それから、議案第1号については、人事案件であることから、質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第12号について、議案内容の説明となります。

次に、一般質問につきましては、11月28日に5名、29日に4名、12月1日に4名でお願いしたいと考えております。

11月28日の正午は、大綱的質疑の締め切りとなります。

次に、12月5日につきましては、議案第2号から議案第12号について大綱的質疑の後、常任委員会付託となります。

次に、12月6日から8日までにつきましては、各常任委員会の開催。

最終日を12月19日とし、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上が、会期日程（案）となります。

続いて、議事日程（案）でございますが、お手元に配付の議事日程（案）を御覧ください。

日程第1、議席の一部変更から会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、議案12件及び一般質問となります。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○斉藤副委員長 ただいま説明にありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定いたしました。

議案2、白井市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

この件については、昨日14日までの期間として、パブリックコメントを実施していたところです。

本日は、把握出来ている範囲で、状況を説明いただいて協議を終了したいと思います。

永井事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、白井市議会個人情報の保護に関する条例について、現状の御報告をさせていただきます。

先ほど、委員長のほうからございましたように、パブリックコメントは、10月31日から11月14日、昨日まで実施しておりました。状況については、終了はしているのですが、途中経過ということで御報告をさせていただきます。

まず、メールでの意見については、昨日までございませんでした。

パブリックコメントについては、各出先のほうでも投函できるようにしつらえてございまして、昨日までということで、今日は朝から回収作業のほうに回っておりまして、現状、まだ最終確定ができていない状況でございます。

ちなみに、金曜日の時点で各センターに問合せをしたところ、その時点で意見はございませんでしたというような状況でございまして、確定次第、御報告をさせていただきます。

今後の予定につきましては、パブリックコメントでの意見にもよるのですが、なるべく早めに条文案をまとめさせていただいて、御提示をさせていただきますと考えています。それを、その後、なるべく早い時期に審議をお願いできたらと考えております。

御説明については以上になります。よろしくお願ひします。

○斉藤副委員長 それでは、議案3、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 今回視察に行って、それぞれ常任委員会、それぞれの取組あろうかと思ひますが、せつかく2か所行ってきたので、一回、総括的な話合いというか、何が自分たちにできるのかとか、参考になることはあったのかどうかとか、そういうようなのを一回やらないと、ただ行きっぱなしになってしまいそうな気がするので、そういう場を持っていただくことを希望します。

○斉藤副委員長 皆様、今の御意見いかがですか。

〔「異議なし」「賛成」と言う者あり〕

○斉藤副委員長 よろしいですか。じゃあ、伊藤委員長とも相談して決めたいと思います。

ほかに皆様から何かございますか。

平田委員。

○平田委員 昨日、会議システムを入れていただいて、今もとってもやりやすくなったなど。今までダウンロードして、自分でファイルして分けていかないといけなかったのが、開けるだけで使えるようになって本当にありがたかったと思うのですけれども、このファイルの中に別のファイルを作ってほしいなというのがありまして。

監査の報告というのが上がってくるのは、監査は監査としてまとめて、ざあっと時系列で一つファイルがあるといいなと思いますし、それから行政報告、いわゆる議案ではなくて、これをこういうシステムに替えましたとか、こういうことを始めますとか、行政報告というのがあるので、そういったファイルを追加してほしいと個人的には思うのですけれども。ほかの方も、今まで自分で分類している中で、こういうふうに分けていてやりやすかったという部分があると思うのですね。

例えば、行政報告の中のコロナと特化したファイルを作っていただくと、コロナの報告が、だあっと時系列で出てくるとか、皆さんのそういう御要望を集めて、ファイルを幾つかに分けるということを一遍、話し合っただけならいいかなと思います。

○斉藤副委員長 今の御意見、皆様、いかがですか。

永井事務局長からお願いします。

○永井議会事務局長 現在、皆様にお使いいただいている状況については、皆さん共有のものとして、一応、今の段階では暫定的に事務局のほうでフォルダーを作らせていただいて運用いただいています。

このほかに、昨日は説明なかったのですけれども、ローカルフォルダーというのでしょうか、個人のタブレットの中でのルールづくりみたいなものができる機能がついているそうなので、皆さん共通のものは議論して決めていただいて、まとめていきたいと思うのですけれども、それ以外に応用していきたいという方については、そういう使い方もできるシステムだというふうには聞いておりますので。うちもまだそのやり方がちゃんと理解できていない部分がございますので、御相談いただければ、確認しながらお手伝いさせていただきたいと思います。

以上です。

○平田委員 よろしくをお願いします。

○斉藤副委員長 それでは、今の事務局長の説明によれば、応用的なものは事務局のほうで、もうちょっと吟味というか、検討していただいてという感じで、この場で。

平田委員。

○平田委員 私が分けてくださいと申し上げたのは、個人的に分けるということではなく、事務局から送られてきたときに、フォルダーを分けて送ってほしいということで。

○斉藤副委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 それにつきましては、どこで御議論いただくかというのは、あれなのですけれ

ども、話し合いの中で、こういう形でというふうにまとめていただけたらというふうに考えております。

○平田委員 その話し合いをやってくださいと提案しました。

○斉藤副委員長 分かりました。今現在、そういうことができるかできないかという確認は、事務局のほうでは、できるというふうにはみていいのですか。

○永井議会事務局長 フォルダーの作り方については、今は暫定的にしていますけれども、違う形は当然できますので、技術的にはできますので、どういう形が望ましいかというのを多分、人によっていろいろ使い方のやりやすさ、やりにくさというのがあると思いますので、議論いただいた中で、こういう形でという共通のところをつくっていただければと思っております。

○斉藤副委員長 それでは、伊藤委員長にも報告をして、また何かの機会に、できるだけ早いうちに話し合いができたらと思います。

ほかに何かございますか。

それでは、議長から何かありましたらお願いいたします。

○岩田議長 ございません。

○斉藤副委員長 事務局から何かございますか。

永井事務局長。

○永井議会事務局長 先日は、視察どうもお疲れさまでした。

先日、視察行った際に、パワーポイントで説明をいただきました。パワポの資料は、実は当日頂けなかったのですが、今オーダーをしております、入手でき次第、皆様のほうにお送りさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○斉藤副委員長 それでは、よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月12日

議会運営委員会 副委員長 斉藤 智子